

世界遺産を見せることについて

— 白神山地の事例をもとに —

まきた・はじめ
1941年東京生まれ。東北大学理学部卒。理学博士。弘前大学農学生命科学部附属生物共通教育研究センター長・教授。『北八甲田山地の自然と開発』（編・著）、『西目屋村砂子瀨の一人のマタギが有する植物を中心とした自然の知識』（同上）、『白神の意味』（共著）など。

牧 田 肇

以前から気になっていることがある。ほかでも簡単に触れたことがあるが、この機会にきちんとべたい。

それは、自然・文化両世界遺産を人に見せることに関する国の姿勢である。

「公開」と「整備」

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」の第二章「文化遺産及び自然遺産の国内的及び国際的保護」の冒頭、第四条には「締約国は、第一条及び第二条に規定する文化遺産及び自然遺産で自国の領域内に存在するものを認定し、保護し、保存し、整備し及び将来の世代へ伝えることを確保することが第一義的には自国に課された義務であることを認識する（以下略）」とのべられている（傍線は筆者。訳文と以下の原文は、財団法人日本自然保護協会が一九九二年に刊行した、「世界遺産条約資料集II」に よった）。

下線部の原文は次の通りである。

“ensuring the identification, protection, conservation, presentation and transmission to future generation”

原文の identification は訳文では認定、protection は保護、conservation は保存、そして transmission to future generation は将来の世代へ伝えることとなっている。訳としては無理がない。

ところが、presentation の訳はきわめてわかりにくく、「整備」だというのがわかる。

同様の記述は、下に掲げるとおり各所に出てく

る。

第五条 (b) 「文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備」

同 (d) 「文化遺産及び自然遺産の認定、保護、保存、整備及び活用」

同 (e) 「文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備」

第六条二 「文化遺産及び自然遺産の認定、保護、保存及び整備」

第二十二条 (a) 「文化遺産及び自然遺産の保護、保存、整備及び活用」

同 (c) 「文化遺産及び自然遺産の認定、保護、保存、整備及び活用」

第二十四条 「文化遺産及び自然遺産の保護、保存、整備及び活用」

これらの「整備」にあたる原語はすべて presentation である。すなわちこれはたまたまの誤訳ではなく、意図したものである。なお、「活用」の原語は rehabilitation で、この訳にも疑問をおぼえるが、これについてはここではのべない。

かなり多くの辞書で調べたが、presentation とその動詞 present の意味は、人に物を贈る、披露する、公開するおよびこれに類するもので、「整備」あるいはそれに類した意味はない。

そこで、この点について環境庁（当時）自然保護局に問い合わせたところ、「批准する際に、外務省で作成した資料」として、「整備（Presentation）」の意味についてつぎのような回答があった。

「この条約上の『遺産』を公開するなどその価値が寄り添って深く理解されるようにすることを目的として、『遺産』についての施設等を整えるこ

とと解される。具体的には、建築物、遺跡等についての標識、説明板等の施設の設置、自然保護区内における展望施設、案内所等の設置等がこれに該当すると考えられる。」

この説明はいかにも不自然だが、その後、外務省にも電話で問い合わせたところ、回答は同様だった。

訳語選定の意図

ここで問題なのは、上の回答で明らかのように「整備」が、「設置」、つまり「新たに作る」を意味することである。

identification, protection, conservation, presentation, transmission それに rehabilitation には、「新たに作る」ことは明示的には含まれない。

しかし、原文は、protectionとconservationをわざわざ並記している。一般に、protectionは、厳密な保護、つまり手を付けずに厳重に守ることに解される。それに対して、conservationは、何らかの利用をしながら全体としては守っていくことと解釈され、普通「保全」と訳される。つまり、公開などのために施設を整えることはこの語に含まれると解釈するのが自然である。

presentationのここでの意味は、いうまでもなく公開、披露など「人に見せること」である。presentationを整備と訳したことによって、条約が世界遺産の目的として掲げた「公開」の明確な意志が欠如し、代わりに世界遺産に手を加えて、何かを「新たに作る」意志が明示された。

基本的に現在あるものを後世に残すことを目的とした世界遺産の、現状を変更することを是とす

る見解が明示的に持ち込まれたのである。

勘ぐれば、通常「保全」と訳されるconservationを、あえて直前の「保護」とほとんど同じ「保存」と訳したのも、そのための布石なのかもしれない。なぜこのようなゆがめられた翻訳がなされたのだろうか。上記のような資料が残っていることから考えても、これが意志を持ってなされたことは間違いない。

外務省の回答によれば、訳語の決定には、関係省庁の代表者を集めた委員会があったそうである。当然、環境庁(当時)、文化庁、林野庁が参加していた。外務省の翻訳官は、自然や文物の保護や管理の専門家ではないから、presentationは当初「公開」(あるいはそれに類する言葉)と訳されただろう。

したがって、これを「整備」としたのは、自然遺産の主務官庁である環境庁(省)と、文化遺産の主務官庁である文化庁、それに自然遺産の地主として大きな権限を持っている林野庁の意志であることはほぼ間違いない。

翻訳の際、訳語を決定する官僚たちに、世界遺産に「手を加えること」が原文に明示されていないことの強い危機感が生まれたのだろう。それで「公開」を犠牲にし、きわめて無理な理由の下に「整備」と差し替えたのである。

関係者にとっては、世界遺産を「人に見てもらふ」ことよりも、「いじることが出来る」ことがの方が大事だったのである。

管轄下にあるものをわたくしの物のごとく考え、手を加えて業績を上げることが望みがちな官僚の通弊が現れているといったら間違っているだろうか。

過剰管理

「具体的には、建築物、遺跡等についての標識、説明板等の施設の設置、自然保護区内における展望施設、案内所等の設置等がこれに該当すると考えられる」先ほどの、環境庁からの回答の後半部分である。

いかにも官僚の作りそうな文だが、「等」が二様に使われている。ひとつは「建築物、遺跡等」「展望施設、案内所等」つまり物について、ひとつは「設置等」つまり行為についてである。物にも、行為にも「等」で幅をもたせれば、世界遺産に対してどんなことでもできることになるではないか。物として、道でも建物でも作れるし、行為として施設の改修でも、樹木の伐採でもできることになろう。

条約に明示されている「公開」の目的のためには、さまざまな施設や道路を「整備」し、安全を確保するための手だてを講じなければならぬのは当然である。でもそれを、公開や保全と関係なく官僚の業績作りや予算獲得のために行なうことが可能だとしたら問題である。

世界遺産をはじめ保護地域の管理には、入域を制限するといった、いわば「手をつけない」方策と、施設整備など「手をつける」方策がある。これらのうち、「手をつける」管理が、往々にしてやりすぎになる。それが、「等」によって拡大解釈され、直接公開とは関係ないところで過度に行なわれるおそれがある。

その危惧が現実になった例を白神山地で示そう。白神世界遺産地域の北部、緩衝地域の外縁に沿って「白神山地自然観察歩道」という登山道がもうけられている。観察歩道はほかにもあるので、通

常ここは途中にあるピークの名をとって、「高倉コース」とよばれている。

延長約五・五km、高低差四〇〇m、四時間のコースで、自然林から二次林にいたるさまざまなタイプのブナ林やミズナラ林、谷頭のサワグルミ林、尾根の上のキタゴヨウ、ブナやミズナラの大径木、雪崩斜面や地すべり地などが見られる。

見学にも、ハイキングにも適した優れたコースである。白神山地が世界遺産になったのを期して、新たに「整備」された。

二〇〇一年に、このコースで木が倒れ、道がふさがれたことがあった。その倒木の除去と同時に、コースに沿った枯れ木の伐採が行なわれた。

伐採は森林管理署の事業として、署員が行なった。目的は、「歩道の管理（歩行者の安全確保）」である（津軽森林管理署の話）。

伐採が行なわれたのは、高倉コースのうち、三km強にわたる部分で、三三本の木が倒された。おむね切り株の切り口の直径三〇〜四〇cmであるが、長径が一〇cmを超えるものもある。

これらの中には、切り株の状況から見て、切り倒しておかないとあきらかに倒れる危険があったと認められるものもある。しかし、多くは切り株や放置された幹の材がまだ堅牢で腐朽しておらず、すぐに倒れる危険があったとは思えない。そのような木を三三本も伐採したのは、あきらかに過剰である。

「観察歩道」で倒木による事故が発生したら、管理者の瑕疵責任が問われる。それを回避するためには、考える限りの安全策をとるべきで、多少とも危険な枯れ木はすべてあらかじめ倒しておくべきだ、というのが、この処置の理由であろう。

たしかに、案内図にも載せられている「観察歩道」は、世界遺産に付随した「施設」のひとつとすることができると、そうであれば、あまりに危険な状態のまま放置するのは無責任である。

しかし、ここは「観察」歩道である。観察の対象が自然であることは自明である。自然には枯れ木も倒木もある。枯れ木にさまざまなキノコがつき、虫や鳥が穴をあけ、腐朽して倒れ、ついには分解していく。これはとても大切な観察事項である。通行者の安全を言うあまり、というより責任の回避を先行させるあまりと言った方がいいだろう、観察するべき自然を損なってしまうというのも、かなり無責任な話ではないか。

自然保護地域の施設の管理には、自然であることを最重要視するスタンスが必要である。

その点から考えると、森林管理署が管理者だと言うところに問題がある。現在、林野行政は森林生態系の保護をも目的にしているけれど、従来の目的はよりよい森林を人工的に作り、経済性の高い木材を供給することだった。つまり、基本的に、自然を改変することが善、自然を自然のままに放置することは怠慢という体質だった。

この体質は、すぐには抜きがたい。少しでも手を加えて「良く」したい。それが計画と行動の基礎になる。

上記の伐採が行なわれた歩道に沿って、一昨年は、ブナの木にからまるツルアジサイのつるが軒並み切られるということがあった。切ったつるが再生しないためということが、ご丁寧に二ヶ所切つるが接触しないようにしてあるところも多い。切り口は鋭く、ただ者ではない。一見して林野関係者である。

造林につる植物は有害である。山を見回るとき、つるを見つけた第鈍で切るのが勤勉な造林家である。観察歩道の管理のために歩いていて、つい造林地を見回るときの習慣がでてしまったものと思われる。

自己責任の確立を

歩道に沿った枯れ木をすべて伐採し、つる退治をする。これは造林地を管理する者の姿勢であって、自然保護地区を管理する者の姿勢ではない。自然を観察するとは何か、自然とはどんなものが解っていないことの証左である。

このように、自然保護地域の本質に無理解な者が、条約の条文を大義名分として、「整備」を主張し始めたら世界遺産などあった物ではない。

それを防ぐためには、世界遺産の管理運営に、官僚だけでなく市民の声も十全に反映させる機構が必要である。これは、白神世界遺産地域の場合、残念ながら達成されていない。

しかし、それが達成されたとしても、「整備」の目的が安全の確保であるとされたとき、現状ではそれに反対することはむずかしい。

それは、日本では“on your own risk”（危険自己責任）の思想が確立されておらず、ことが起こるとすべて管理者や主催者の責任とされるからである。

山では弁当とケガは自分持ちという。山の道は滑る。滑ればケガをし、運が悪ければ命を失う。山のみならず自然はそういう物である。ことに、知床半島のヒグマ、将来世界遺産になることが考えられる沖繩の本部のハブには、その危険が十分に考えられる。しかし、その危険を避けるための

「整備」はしてはならない。もし、特に危険だと考えられたら、その場所や時期は入域を制限するべきだし、入域が許された場所や時期でも、危険は自己の責任で負うべきである。

世界自然遺産は、原生自然環境保全地域のように厳密な保護を目的とした地域と、自然公園のようにむしろ啓蒙を主体とした地域の中間の性格もつと考えられる。

世界遺産は、保護し、次の世代に伝え、そして「公開」することが目的である。そこでは、たとえば、ことに人が多く通る観察道に沿って枯れ木の伐採が必要な場合でも、特に危険な物を選んで取り除く、あるいは幹は残して、落ちそうな枝だけを取り除くというような、配慮ある管理が必要であるとともに、万一の事故は、入域者自らの責任であるという思想の確立がなされなければならない。

屋久島や白神山地とは別の危険が想定される知床半島の世界遺産登録に際して、このような新しい管理体制が指向されることを望むものである。